

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを経営における重要課題と認識し、激変する経営環境に対応すべく、意思決定の迅速化、経営監視機能の強化を図ると共に、経営の透明性・健全性・効率性の追求を通じて、株主様をはじめとするステークホルダーの信頼を得ることが企業価値の向上につながるものと考えております。

また、コーポレートガバナンスの向上を目指して、法令遵守、リスク管理の徹底に努めると共に、的確で迅速な情報開示を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、現在海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 当社では、経営理念を策定し、全役員・社員に社内研修等を通じて浸透するように努めております。每期前年数値を上回る目標を持った経営を実施しており、現時点では中期計画について具体的な数値内容を策定しておりません。今後、中長期的な経営環境を相応の確度で予想可能な状況と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討しております。

(5) 取締役・監査役候補者とした理由の説明について、今後検討してまいります。

【補充原則3-1-1】

当社は、上記の情報開示に当たっても、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に適切に理解・判断できるような情報開示に努めてまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は、現在海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社では、每期前年数値を上回る目標を持った経営を実施しており、現時点では中期計画について具体的な数値内容を策定しておりません。今後、中長期的な経営環境を相応の確度で予想可能な状況と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えております。

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2)

【補充原則4-2-1】

当社の経営陣の報酬には、業績連動報酬や自社株報酬等の仕組みを導入しておりませんが、今後、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして、経営陣の報酬体系、制度設計については中期経営計画と併せて検討してまいります。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

現時点で独立社外取締役を1名選任しており、独立社外取締役は経験豊富な経営者としての視点から、取締役会において、当社の業務執行を十分に監督しており、現在の当社事業規模からみて、十分な実効性を確保できていると認識しております。今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

当社は、独立社外役員のための会合を開催しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8-2】

当社は、独立社外取締役は1名のため、筆頭独立社外取締役を決めておりません。

【補充原則4-10-1】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役の過半数に達しておりませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、独立社外取締役の意見が反映する体制を検討してまいります。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価の仕組み作りを検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、十分な知識・経験・能力を有した者で構成され、社外取締役・社外監査役は、期待する監督・監査機能を果たす意見を述べて

おり、取締役会の実効性は確保されていますが、今後は、より客観性を高めるため、実効性の分析・評価を行う仕組みについて、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目的に、取引先との関係の維持強化を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有します。取締役会は定期的に、政策保有株式の妥当性を検証します。政策保有株式の議決権行使については、保有先企業の経営状態や株主価値を毀損するような議案の有無を精査したうえで、議案への賛否を判断します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、関連当事者取引規程を制定し、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会にて審議を行い、会社や株主共同の利益を害することのないよう適正な取引を実施しており、その内容を有価証券報告書等に開示しております。

【原則3-1】情報開示の充実

- (1) 当社では、経営理念を策定し、全役員・社員に社内研修等を通じて浸透するように努めております。每期前年数値を上回る目標を持った経営を実施しており、現時点では中期計画について具体的数値内容を策定しておりません。今後、中長期的な経営環境を相応の確度で予想可能な状況と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。
- (3) 取締役及び監査役の報酬は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。
- (4) 当社の取締役会は、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成することを基本的な考え方としております。執行役員制度の導入により、取締役候補者としての適性を見極めると共にその育成に取り組んでおります。取締役候補指名に関しましては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視等、適材適所の観点より、人格、識見、経験、能力等を十分にチェックし、総合的に検討を実施しております。
- (5) 取締役・監査役候補者とした理由の説明について、今後検討してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程、あるいは、法令上、取締役会決議事項と定められている事項、及び、これに準ずる、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について、取締役会において判断・決定しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

現時点で独立社外取締役を1名選任しており、独立社外取締役は経験豊富な経営者としての視点から、取締役会において、当社の業務執行を十分に監督しており、現在の当社事業規模からみて、十分な実効性を確保できていると認識しております。今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立社外取締役候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成することを基本的な考え方としております。執行役員制度の導入により、取締役候補者としての適性を見極めると共にその育成に取り組んでおります。取締役候補指名に関しましては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視等、適材適所の観点より、人格、識見、経験、能力等を十分にチェックし、総合的に検討を実施しております。

【補充原則4-11-2】

他社との兼務のみをもって取締役、監査役の役割・責務を果たすことができないとは判断せず、取締役会においてそれぞれ異なった専門的な知識と豊富な経験に基づいた観点から経営に役立つ確かな意見を述べることを重視しております。これにより、他社との兼任状況にかかわらず社外取締役としての役割を果たすことができないと判断した場合は、再任いたしません。なお、社外取締役の兼任状況は有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、十分な知識・経験・能力を有した者で構成され、社外取締役・社外監査役は、期待する監督・監査機能を果たす意見を述べており、取締役会の実効性は確保されていますが、今後は、より客観性を高めるため、実効性の分析・評価を行う仕組みについて、検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役及び監査役に対して、取締役及び監査役が自らの役割と責務を果たすために必要な知識を習得する機会を提供しております。また、各自、必要に応じて、社外セミナー、講演会などに参加し、費用については当社から支援を行っております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、総務担当取締役が統括し、各取締役または総務担当者が必要に応じて他部門と連携を取り、株主と適宜面談を行うなど、意見交換、情報収集を行っております。対話を通じて把握された株主の意見・懸念等は、経営陣に報告され、情報の共有に努めております。株主との対話に際しては、複数名での対応を原則とし、対応する役員・従業員を限定するなど、インサイダー情報の漏洩等の法令違反が生じることのないよう適切な情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小泉グループ株式会社	772,168	30.01
日本トラスティサービス信託銀行株式会社	161,800	6.29
株式会社みずほ銀行	127,800	4.97
九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社	63,300	2.46
明治安田生命保険相互会社	60,400	2.35
みずほ信託銀行株式会社	58,400	2.27
第一生命保険株式会社	51,100	1.99
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	39,800	1.55
有限会社高瀬本社	37,000	1.44
小泉和久	29,859	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石原 徹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石原 徹	○	当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身ですが、同行を退職されてからすでに10年以上が経過しております。また、当社の主要株主である小泉グループ株式会社の相談役を兼務しておりますが、独立性に問題はないと判断しております。	長年にわたる企業経営の実績と金融や財務についての深い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より当期の監査計画、監査方針の概要について報告を受け、また、会計監査人より四半期及び通期の監査の概要について報告を受けると共に意見交換を行っております。また、必要に応じて会計監査人に報告を求め、意見交換を行っております。また、内部監査室と監査役とは緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 宣昭	公認会計士													
徳尾野 信成	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 宣昭		当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身です。	公認会計士としての経験を活かし経営に対する監視機能を果たしていただけると判断したため。
徳尾野 信成	○	――	税理士としての経験を活かし経営に対する監視機能を果たしていただけると判断したため。また、取引所の規定する基準に則り、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

1. 取締役へのインセンティブ付与に関し、業績に連動する施策は実施しておりません。
2. なお、当期の業績に報いるため、当期の利益処分における役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し役員賞与金を支給することとしております。
3. 今後については、インセンティブのあり方を含め役員報酬について検討してまいりたいと存じます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役及び監査役の報酬等
取締役5名 43,172千円(うち社外1名2,040千円)
監査役3名 6,420千円(うち社外2名2,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の額は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授權を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは設けておりませんが管理部が対応しております。
2. 社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達は、取締役会事務局より事前に取締役会資料をお届けするなど適宜実施しております。また、定期的に開催される監査役会において必要な資料や情報の提供を行うと共に、常勤監査役より説明・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制の概要
当社は監査役制度を採用しております。また、会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役で構成され、毎月開催の定例取締役会の他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に取締役の業務執行の監督を行っております。なお、当社は執行役員制度の導入を決定し、取締役の候補者として選定、その適性を見極めると共にその育成に取り組んでまいります。激変する経営環境に迅速に対応するために、社長・常勤取締役・執行役員・担当部長等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への素早い対応と機動的な業務執行を行っております。監査役会は、監査役3名のうち2名が社外監査役で構成され、監査の公正性、透明性が確保されております。監査役は、毎月監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行うと共に、毎月の定例取締役会に出席し、取締役会の意思決定並びに取締役の業務執行の適法性チェックを中心に、経営の透明性確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名による経営の監督機能のほかに、取締役会の意思決定並びに取締役の業務執行の適法性チェックを行う体制として、監査役は毎月監査役会を開催し、監査に関する重要事項について社外監査役を含めた全員で協議を行うと共に、毎月の定例取締役会に出席するなど、経営の透明性確保に努めております。また、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しており、当該部門による業務監査を実施することにより、監査体制の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知を法定の定めよりも早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、いわゆる集中日を避けられております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	< URL > http://www.totenko.co.jp < 掲載情報 > 決算情報及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	< 担当部署 > 管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針を定め、その整備に努めることといたします。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
 - (2) 当社及び子会社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
 - (3) 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (4) 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存する。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
 - (2) 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
 - (3) 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会(月1回)のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (3) 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
 - (4) 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
 - (5) 当社は、子会社においても、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社を含むグループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 子会社の取締役を当社より派遣し、一体的な業務運営を図り、重要な情報を把握すると共に、当社監査役が業務執行を監査する。
 - (3) 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告するものとする。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役を補助する使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。
 - (2) 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。
 - (3) 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (4) 監査役と代表取締役は、相互の意志疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
 - (5) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意志疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
 - (6) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
8. 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部とし、その責任者を管理部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うとともに、従業員教育の徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次のとおりです。

当社は、適切な会社情報の適時開示を行うため、社内規程(インサイダー取引防止に関する規程)を定め、適時開示担当部署を管理部とし、情報取扱責任者である管理部長を適時開示責任者としております。

1. 決定事実に関する情報

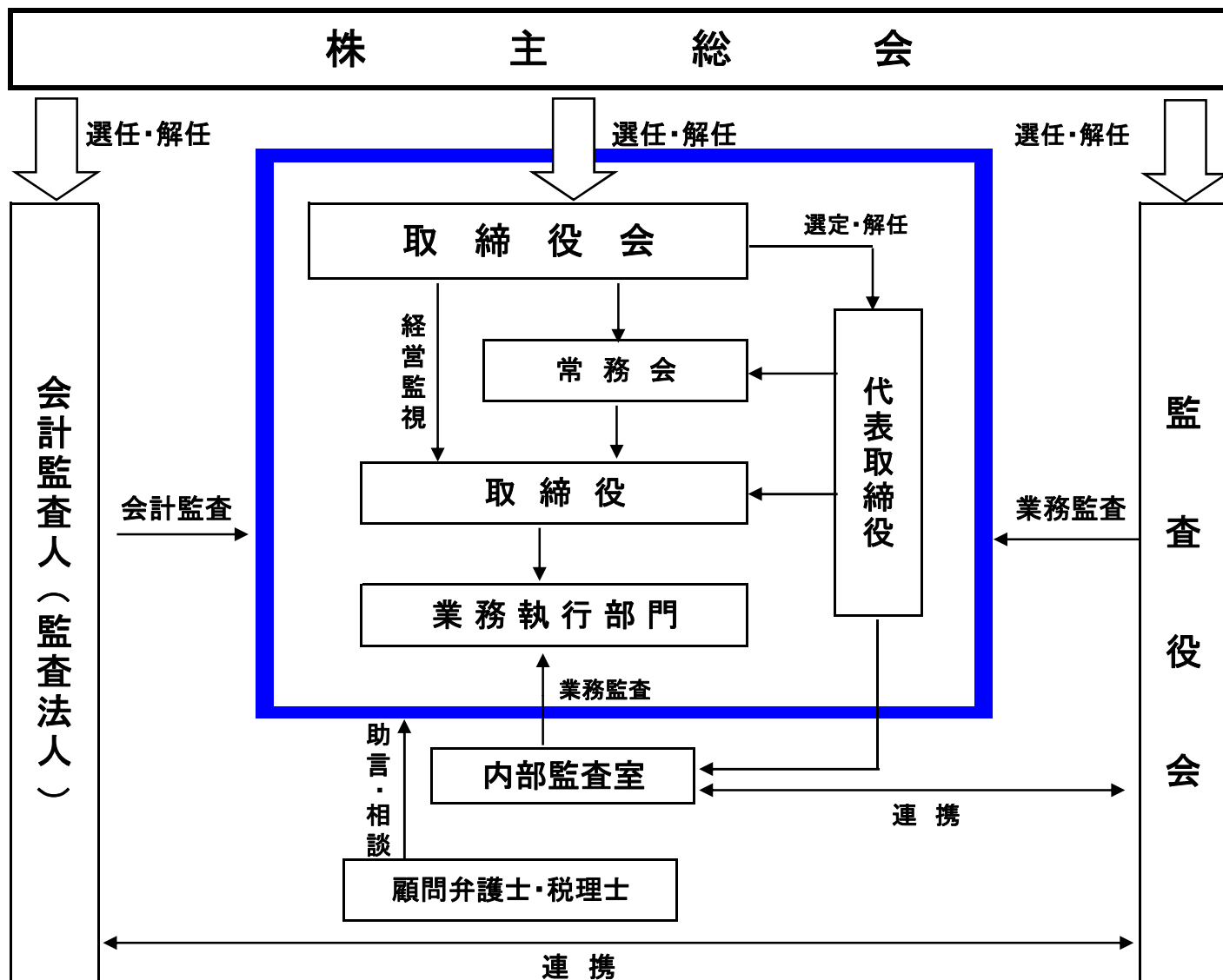
決定事実に関しては、毎週または臨時に開催される常務会(常勤取締役・監査役により構成)、または、取締役会にて審議・決定される。決定事実のうち、投資者の投資判断に影響を与えると判断される重要な事実、担当取締役を通じ関連各部門に通知されると共に、管理部総務課にて迅速な適時開示の措置が講じられる。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生を認識した者または情報を入手した者が所属部門の責任者に連絡、各部門の長は担当取締役に報告する。対処方針が常務会、または、取締役会にて審議・決定される。その後、関連各部門に伝達・指示されると共に、投資者の投資判断に影響を与えると判断される重要な事実、管理部総務課にて迅速な適時開示の措置が講じられる。

3. 決算に関する情報

決算情報は管理部経理課において作成され、監査法人の監査を受けた後、常務会、または、取締役会にて審議・決定され、管理部総務課にて迅速な適時開示の措置が講じられる。



適時開示体制

